



平成 19 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 テクマトリックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 由 利 孝  
( J A S D A Q ・ コード 3 7 6 2 )  
問合せ先 経営企画室長 高橋 正行  
電話 03-5792-8601

## 取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）の 発行条件等に関するお知らせ

当社は、平成19年7月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、取締役及び監査役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役及び監査役に対し新株予約権を発行する理由

当社取締役の当社業績向上に対する意欲や士気を高めること、また当社監査役に対する報酬等の一部として新株予約権を付与することを目的とする。

#### 2. 新株予約権の内容及び数

##### (1) 新株予約権の割当対象者

当社取締役 2 名及び当社監査役 1 名

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 6 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

##### (3) 割り当てる新株予約権の数

6 個（新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、(2) に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

##### (4) 新株予約権の発行価額

ブラックショールズモデルにより、発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を用いて算定される新株予約権の公正価値とする。

##### (5) 新株予約権の発行日

平成 19 年 8 月 1 日

(6) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）におけるジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の金額は切上げる）とする。ただし、その金額が新株予約権発行の日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の前日の終値とする。

なお、新株予約権発行以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

調整後 払込金額	=	調整前 払込金額	×	既発行 株式数	+	新規発行または 処分株式数	×	1株当たり払込金額 または処分価額
						新規発行または処分前の1株当たりの時価		
既発行株式数+新規発行株式数または処分株式数								

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

さらに、(1)当社が吸収合併消滅株式会社として吸収合併を行い、もしくは新設合併を行い、当社の新株予約権の新株予約権者に対して吸収合併存続株式会社または新設合併設立株式会社の新株予約権が交付される場合、または(2)吸収分割株式会社として吸収分割を行い、もしくは当社が新設分割を行い、当社の新株予約権の新株予約権者に対して吸収分割承継株式会社または新設分割設立株式会社の新株予約権が交付される場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(7) 新株予約権の行使期間

平成21年7月26日から平成25年7月24日まで

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下新株予約権者という）は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年による退職の場合はこの限りではない。
- ② 上記①に規定する条件に該当しなくなった者であっても、取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。ただし、取締役会が承認した場合にはこの限りではない。

(9) 新株予約権の取得事由および取得条件

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約もしくは当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約について株主総会の承認決議がなされたとき（法律上株主総会の承認を必要としない場合には合併契約もしくは株式交換契約が締結されたとき）または株式移転の株式移転計画について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 上記(8)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

- (11) 新株予約権証券  
新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。
- (12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
- (13) 株式交換・株式移転の場合の株式交換完全親株式会社または株式移転設立完全親会社（以下、「完全親会社」という）の新株予約権の交付に関する事項
- ① 当社が株式交換完全子会社となる株式交換または当社が株式移転完全子会社となる株式移転を行うときは、完全親会社の新株予約権を交付することができる。
  - ② 交付される新株予約権の目的となる株式の種類および数  
完全親会社の普通株式とし、当社普通株式1株あたりの完全親会社株式の割当比率により株式数を決定し、1株未満の端数は切り捨てる。
  - ③ 交付される新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は次の算式により決定し、1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{交付後払込価額} = \text{交付前払込価額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式1株当りの完全親会社株式の割当比率}}$$
- ④ 交付される新株予約権の行使期間は、(7)に定める期間とし、交付時に行使期間開始日が到来しているときは、株式交換または株式移転の効力発生日から(7)に定める期間の満了日までとする。
  - ⑤ 交付される新株予約権の行使の条件および取得については、(8)、(9)と同様の定めをおくものとする。
  - ⑥ 交付される新株予約権の譲渡については完全親会社の取締役会の承認を要する。
- (14) 新株予約権の行使に際して払込を取り扱う信託銀行およびその取扱いの場所  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
- (15) 新株予約権原簿の株主名簿管理人に関する事項  
新株予約権原簿は、取締役会の決議により選定した株主名簿管理人に取り扱わせる。

以 上